

受益者負担の基本的な考え方

地方自治体の提供する公共サービスは、広く住民の皆様から徴収した税金により賄うのが原則ですが、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについては、全てを税金で賄うと、サービスを受ける者と受けない者との不公平が生じることから、サービスにより利益を受ける特定の方に、受益の範囲内で、使用料や手数料などを負担していただくこと（受益者負担の原則）を基本的な考え方としている。

使用料・手数料等の具体的な金額は、他都市比較や経済状況など総合的な観点で決定されるが、事業ごと、施設ごとに受益者負担の対象とすべき経費を明らかにするとともに、経費のうちどれだけが受益者が負担し、どれだけを税金で賄うのか（受益者負担割合）を明確にし、市民の理解を得ることが肝要である。

会計と受益者負担の考え方

一般会計

原則として、税金を財源として事業等を行う。

一部の事業、施設運営等について、受益者から使用料・手数料等の負担を求める。

一般会計予算規模（22年度当初）7,687億円

（財源内訳）

市税	2,460億円
国府支出金，地方交付税等	2,382億円（国税，府税などを財源とするもの）
市債	868億円（将来，税金により返済するもの）

使用料・手数料・分担金・負担金 335億円（受益者負担）

その他収入 1,642億円（預託金元利収入，基金繰入金など）

受益者負担を求めている事業等

使用料（173億円）

公の施設運営 → 資料 1 4 参照

手数料（60億円）

証明発行，許可・登録等事務

ごみ処理 など

→ 資料 1 5 参照

分担金・負担金（102億円）

主なもの 児童福祉負担金 63億円

高齢者福祉負担金 9億円

→ 次々回以降，「社会福祉関係経費のあり方の点検・検討」の中で議論

特別会計・公営企業会計

利用者からの料金収入などで事業を運営する公営企業，加入者からの保険料などにより医療費の給付等を行う特別会計など，原則として，税金を投入せず，特定の財源により事業等を行う。

例外として，行政が責任を持つべきもの（国が基準として定めている下水道事業に対する雨水処理負担金など）や利用者負担の軽減などのため，税金を投入している。（一般会計繰出・繰入金）

利用者負担の軽減などのため税金を投入している会計

国民健康保険事業

特別会計の規模 1,380 億円

（財源）

保険料 318 億円

一般会計繰入金 141 億円

〔低所得者に対する法定減免の補てん 65 億円
市独自の保険料軽減 76 億円〕

（その他財源）

国・府支出金 423 億円（国・府による法定負担）

前期高齢者交付金など 498 億円

後期高齢者医療

特別会計の規模 156 億円

（財源）

保険料 130 億円

一般会計繰入金 26 億円〔低所得者に対する法定減免の補てん 23 億円
事務費の財源 3 億円〕

第二市場・と畜場

特別会計の規模 8 億円

（財源）

使用料 8,400 万円（卸売業者負担）

一般会計繰入金 7 億円

地域水道，京北地域水道，特定環境保全公共下水道，農業集落排水事業

特別会計の規模（合計） 43 億円

（財源）

使用料（水道料金等）3 億円

一般会計繰入金 11 億円（主に市債の元利償還に充当）

（その他財源）

国庫支出金 5 億円，市債 21 億円（整備に係る財源）

駐車場

特別会計の規模 21 億円

（財源）

使用料 5 億円（駐車料金）

一般会計繰入金 16 億円（主に市債の元利償還に充当）

公営企業（病院，上下水道，市バス・地下鉄）

（予算規模）

（一般会計繰入金）

（左のうち国基準に基づくもの）

病院：169 億円

病院：26 億円

25 億円（感染症医療，建設費元利償還負担など）

水道：542 億円

水道：4 億円

4 億円（消火栓設置管理，安全対策出資など）

下水道：994 億円

下水道：241 億円

239 億円（雨水処理負担金など）

市バス：247 億円

市バス：62 億円

3 億円（共済追加費用補助など）

地下鉄：770 億円

地下鉄：198 億円

173 億円（経営健全化対策出資など）

（参 考）

介護保険事業

特別会計の規模 948 億円

（財源）

保険料 170 億円（65 歳以上）

支払基金交付金 271 億円（40～65 歳未満保険料）

国・府支出金 350 億円

一般会計繰入金 144 億円（保険料軽減ではなく，事業費に対する法定の負担割合を繰入）

その他 13 億円